

経営会議の内容

件 名	大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について
所 管 部	健康福祉部 介護保険課
日時・場所	平成28年 5月23日（月） 9：00～ 9：30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、議会事務局長、健康福祉部長、介護保険課長
提 出 理 由	小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護へ移行するにあたり、条例改正について、介護保険サービス審議会へ諮問を行う内容の了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・高齢化の進展に伴い、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、今般、介護保険法が改正されたが、医療と介護が連携していくためには、課題もあると思う。本市としてどのように対応していくのか。 （所管部）現実的には難しい部分もあると思うが、医療と介護の連携については、取り組んでいかなければならない課題として、医師会等とも調整を進めている。 ・療養通所介護事業所と県が指定する通所介護事業所は、市内に何か所あるのか。 （所管部）療養通所介護事業所は市内にはない。県が指定する通所介護事業所は、30 事業所である。市が指定する地域密着型通所介護事業所は 33 か所になる。 ・利用定員 18 人以下の小規模な通所介護について、市町村の指定になるが、県が指定する通所介護と提供されるサービス内容は同じなのか。 （所管部）概ね同じである。 ・本市にある通所介護事業所の半分以上が市の指導の対象になるが、体制は十分確保できているか。 （所管部）今後は、3 年に一度、実地指導を行っていくほか、指定や更新等の事務により業務量の増加が見込まれることから、人員の増などにより対応していきたいと考えている。 ・通所介護の一部が本市の指定になることで、保険給付費に影響はあるのか。 （所管部）影響はない。 ・地域密着型サービスに移行することによって、利用者への影響はあるのか。 （所管部）平成 28 年 3 月 31 日現在で利用している方については、4 月以降も他市の事業所を利用することができることから、実質的に影響はないと考えている。 ・利用定員 19 人以上の通所介護については、居住地域外でも利用できるのか。 （所管部）利用できる。 ・利用定員 18 人以下の通所介護について、市町村の指定にすることの利点は何か。 （所管部）より迅速で細かな指導ができるようになることがメリットである。 ・介護保険計画の中で、量や数を定めているのは、どのようなサービスか。 （所管部）小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護など、宿泊や入所を伴うサービスについては、数を定めている。通所系のサービスについては、基準を満たせば指定することになる。 ・通所介護については、年間でどの程度の申請があるのか。 （所管部）市内では年 10 件程度である。また、廃止する事業所もある。

	・事務量の増加量を把握することは困難か。 （所管部）実地指導の分の事務量が増加することは確実であるが、現状では指定に係る事務量を想定することは難しい状況である。 ・地域密着型通所介護の現状を把握し、適切に指導していくことが大切になる。 どのように対応していくのか。 （所管部）地域密着型通所介護では、様々なサービスが展開されている。また、サービス提供の時間帯についても、機能訓練などの場合は午前や午後だけなど、従来より多様化している。それぞれのサービス状況に応じて指導できるように取り組んでいきたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。